

保育料(平成23年11月1日現在)

階層	世帯全員の前年分所得税額		保育料(月額)						区立園の延長保育料(月額)		
	(非課税の場合は前年度分の住民税額)		3歳未満児		3歳児		4歳以上児		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A	生活保護受給		0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	0	0
B	住民税非課税		0	(0)	0	(0)	0	(0)			
C	1	住民税均等割りのみ	1,900	(950)	1,300	(650)	1,300	(650)	600	600	600
	2	住民税所得割5,000円未満	2,400	(1,200)	2,000	(1,000)	2,000	(1,000)			
	3	住民税所得割5,000円以上	3,100	(1,550)	2,700	(1,350)	2,600	(1,300)			
D	1	所得税 3,000 円未満	6,700	(3,350)	5,600	(2,800)	5,600	(2,800)	900	900	900
	2	所得税 3,000 円以上 16,801 円未満	8,300	(4,150)	7,300	(3,650)	7,200	(3,600)			
	3	所得税 16,801 円以上 30,000 円未満	9,400	(4,700)	9,300	(4,650)	9,200	(4,600)			
	4	所得税 30,000 円以上 60,000 円未満	15,400	(7,700)	10,900	(5,450)	10,800	(5,400)	1,500	1,300	1,300
	5	所得税 60,000 円以上 90,000 円未満	19,100	(9,550)	12,700	(6,350)	12,600	(6,300)	1,900		
	6	所得税 90,000 円以上 120,000 円未満	21,500	(10,750)	14,300	(7,150)	14,200	(7,100)	2,100		
	7	所得税 120,000 円以上 150,000 円未満	23,600	(11,800)	15,800	(7,900)	15,700	(7,850)	2,300	1,500	1,500
	8	所得税 150,000 円以上 180,000 円未満	25,500	(12,750)	17,000	(8,500)	16,900	(8,450)	2,500	1,700	1,600
	9	所得税 180,000 円以上 210,000 円未満	27,500	(13,750)	18,200	(9,100)	18,000	(9,000)	2,700	1,800	1,800
	10	所得税 210,000 円以上 240,000 円未満	29,200	(14,600)	19,500	(9,750)			2,900	1,900	
	11	所得税 240,000 円以上 270,000 円未満	31,000	(15,500)	20,700	(10,350)			3,100	2,000	
	12	所得税 270,000 円以上 300,000 円未満	32,500	(16,250)	21,600	(10,800)			3,200	2,100	
	13	所得税 300,000 円以上 330,000 円未満	34,200	(20,520)	22,600	(13,560)	18,000	(10,800)	3,400	2,200	
	14	所得税 330,000 円以上 360,000 円未満	35,700	(21,420)					3,500		
	15	所得税 360,000 円以上 390,000 円未満	37,200	(22,320)					3,700		
	16	所得税 390,000 円以上 420,000 円未満	38,500	(23,100)					3,800		
	17	所得税 420,000 円以上 450,000 円未満	40,000	(24,000)					4,000		
	18	所得税 450,000 円以上 600,000 円未満	43,400	(30,380)	22,600	(15,820)	18,000	(12,600)	4,300		
19	所得税 600,000 円以上 750,000 円未満	48,900	(34,230)					4,800			
20	所得税 750,000 円以上 900,000 円未満	53,700	(37,590)					5,300			
21	所得税 900,000 円以上	57,500	(40,250)					5,700			

( )内は、2人以上のお子さんが保育園に入園している場合の2人目のお子さんの保育料です。  
 3人目以降は無料です。  
 延長保育料は2人以上のお子さんと同額です。

上記のC1～D1階層に属する方で、前年度に固定資産税を課税されている方は、下のとおり1階層上の階層に認定します。

条 件	認定階層
上記のC1階層に該当し固定資産税額 4,000円以上	C2
上記のC2階層に該当し固定資産税額 6,000円以上	C3
上記のC3階層に該当し固定資産税額 8,000円以上	D1
上記のD1階層に該当し固定資産税額 10,000円以上	D2